

報道関係者 各位

令和元年 7 月 5 日（金）  
【照会先】  
鹿児島労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 榎園 和彦  
地方産業安全専門官 磯端 誠  
（直通電話）099-223-8279

## 登録教習機関の業務停止処分について

鹿児島労働局(局長 <sup>こばやし 剛</sup>小林 剛)は、令和元年 7 月 5 日、登録教習機関の株式会社マジオネット鹿児島事業所に対して、行政処分（フォークリフト運転技能講習に係る業務停止 6 か月）を行った。

### 記

#### 1 業務停止処分を行った登録教習機関の名称等

##### (1)登録教習機関名

株式会社マジオネット鹿児島事業所（所在地：鹿児島市冷水町 32-1）

##### (2)事務所の名称

マジオワークライセンススクール鹿児島校（所在地：鹿児島市卸本町 6-19）

#### 2 処分内容

株式会社マジオネット鹿児島事業所マジオワークライセンススクール鹿児島校が実施するフォークリフト運転技能講習の業務の全部を令和元年 7 月 5 日より 6 か月間停止する。

#### 3 処分の原因となった事実の概要

平成 28 年 12 月 20 日から平成 29 年 7 月 28 日までに実施されたフォークリフト運転技能講習において、講師が、「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」について、法令で定める講師資格を満たさないにもかかわらず、同講習を実施し、131 名に対して修了証の交付を行ったこと。

#### 4 関係法令

##### (1)技能講習について

労働安全衛生法第 76 条第 3 項、フォークリフト運転技能講習規程第 1 条～第 2 条

##### (2)業務停止について

労働安全衛生法第 77 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号

## 関係条文

## 1 技能講習について

## (1)労働安全衛生法

第76条第3項（技能講習）

（第1～2項省略）

3 技能講習の受講資格者及び受講手続その他の技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## (2)労働安全衛生規則（厚生労働省令）

（技能実習生の受講資格および受講科目）

第79条 法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格および受講科目は、別表6のとおりとする。

（別表6）

区 分	フォークリフト運転技能講習
受講資格	—
受講科目	1 学科講習 イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ハ 運転に必要な力学に関する知識 ニ 関係法令 2 実技講習 イ 走行の操作 ロ 荷役の操作

## (3)フォークリフト運転技能講習規程

第1条 フォークリフト運転技能講習の講師は、労働安全衛生法別表第20第17号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

講 習 科 目	条 件
学科講習	1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 2 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 3 <u>前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</u>
	1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。

の方法に関する知識	<p>2 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上フォークリフト又はショベルローダー等の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>3 <u>前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</u></p>
(以下省略)	

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置及び制動装置並びに方向指示器、警報装置その他のフォークリフトの走行に関する付属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置（安全弁を含む。）、ヘッドガード及びバックレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する付属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
(以下省略)		

## 2 業務停止について

### (1) 労働安全衛生法

(登録の取消し等)

第53条 厚生労働大臣は、登録製造時検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(第一号省略)

二 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規定に違反したとき。

(登録教習機関)

第77条

(第1～2項省略)

3 (前略) 第53条第1項(中略)の規定は第1項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(抜粋)

上欄	第 53 条第 1 項第 2 号
中欄	第 47 条から 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項
下欄	第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項、第 77 条第 6 項若しくは第 7 項

(第 4 ～ 6 項省略)

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。